

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社B（以下「事業場」という。）に雇用され、平成〇年〇月から〇部門に異動、平成〇年〇月からは寿司製造担当として手巻き寿司の製造業務に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月末から翌年〇月にかけて寿司製造が集中する繁忙期に、手指及び上肢への負担が増加し、平成〇年〇月〇日の〇に「恵方巻き」を製造中、指の激痛と手の腫れが生じた。その後も業務を続けたが、同年〇月〇日にCクリニックに受診し「左手腱鞘炎」と診断され、数週間休業した後同年〇月に業務に復帰したが、痛みとしびれが上肢全体に広がり悪化したとしている。その後、同年〇月〇日D診療所に受診し「頸肩腕症候群」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務が原因で発症したとして、監督署長に対し、療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、請求人の疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 本件疾病は、上肢作業によって発症しうる疾病であるが、これに関しては、労働省（現：厚生労働省）労働基準局長は、「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準」（平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもこれを妥当なものと考えことから、以下認定基準に基づいて、本件の業務起因性について検討する。

(2) 「上肢等に負担のかかる作業を主とする業務に相当期間（原則として6か月以上）従事した後に発症したものであること」について

まず、請求人は、平成○年○月以降、本件疾病が発症したとされる平成○年○月○日までの約1年8か月の間、寿司製造担当として、巻き寿司などの製造作業に従事していたことが認められることから、請求人は、認定基準に定める「上肢に負担のかかる作業（上肢の反復動作の多い作業）」に相当期間従事していたものと認められる。

なお、請求人らは、本件疾病の発症日は平成○年○月○日であると主張しているが、E医師は「不詳」とし、F医師は当初平成○年○月○日付け意見書では「平成○年○月○日」としていたものの、後日平成○年○月○日付け意見書では、「平成○年○月○日」と意見を改めている。一方、G医師は平成○年○月○日付け意見書で「平成○年○月○日」としている。F医師は、発症日を変更した理由として、業務が本件疾病発症のより大きな危険要因となったのは平成

○年○月○日までの期間であったことや治療を同日までに開始すべきであったことなどを挙げているが、本件疾病の発症が客観的に診断されたのはCクリニックに受診した平成○年○月○日であることからすると、当審査会としては、同日を発症日とするのが妥当であると判断する。したがって、請求人らの主張は採用できない。

(3) 「発症前に過重な業務に就労したこと」について

ア 請求人は、1人作業であって、同一事業場の同種労働者の業務量と比較検討することができない。

イ そこで、発症前3か月について、巻物の数量についてみると、監督署長の調査によれば、事業場は、データを短期間で更新するため、当時の数量については不明としているところ、請求人提出の資料を基に算定した巻物の本数は、月曜日から金曜日までのうち、木曜日が102本と若干少なめであるほかは、135本～138本とほぼ一定で、日によって大きな差は認められない。平成○年○月○日の恵方巻きを作成した日は、272本であって約2倍に増加しているが、当該1日のみであり、認定基準に定める「過重な業務」の要件である「1日の業務量が通常業務量のおおむね20%以上増加し、その状態が1か月のうち10日程度認められるもの」、「1日の労働時間の3分の1程度にわたって業務量が通常業務量のおおむね20%以上増加し、その状態が1か月のうち10日程度認められるもの」のいずれにも該当する事実は認められない。

なお、請求人らが提出した意見書に添付された資料○「○年（H○年）○の製造計画表より（○月～○月分）」は、発症前3か月以前の作業量を示すものであり、同資料の数値については、採用することができない。

また、その他の一件資料を精査するも、認定基準にいわゆる「1日の業務量が通常業務量のおおむね20%以上増加」した日数が「1か月のうち10日程度認められる」ことを示す信頼に足る客観的な資料は見出すことができない。

(4) 「過重な業務への就労と発症までの経過が、医学上妥当なものと認められること」について

主治医であるE医師及びF医師は、いずれも意見書において、本件疾病と業務の関係について肯定的な意見を述べているが、労災医員であるG医師は

否定する意見を述べ、さらに、E医師は意見書において請求人の症状に心因性の要素があるとも述べている。また、認定基準によれば、一般に業務に起因する外因性疾病は業務をやめると軽快する方向に向かうとされているところ、請求人においては療養を開始して6か月以上経過しているにもかかわらず治癒の見込みが立たないとされており、業務以外の要素の関与が強く示唆される。したがって、当審査会としては、請求人の訴える症状の原因には心因性の反応等の業務以外の要素が相当程度加わっていることが疑われ、業務との医学的相当因果関係は認められないと判断する。

(5) 以上からすると、本件疾病は、認定基準に定める要件を満たさないから上肢に過度の負担のかかる業務により発症した上肢障害とは言えず、業務に起因して発症したものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、請求人の疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。